

# Hello! FUJISEI

No. 193

## 現代の相続の実態は？

# 遺されるのはプラス 財産だけではない！

遺産相続をめぐる争いは、景気動向や社会情勢を反映して増加しています。高齢社会の到来もあり、最近の遺産分割は介護の問題もからみ、解決の困難な問題となっています。

全国の家庭裁判所における遺産分割事件の新受件数（審判+調停）の推移は、右肩上がり増加を続けています。なお、これに関連して「遺言書の検認」の件数も同じよう増え続けています。

遺産分割関連事件の増加の原因は、個人の権利意識の高まりにあります。戦後、遺産相続に関しては「家」意識が後退し、個人の権利意識が強くなりました。そして、核家族化が進み、被相続人の財産を相続人の1人に集中させるような方向での話し合いはもちろん、互いの譲歩も非常に困難になっています。

相続権のある者はその割合がたとえわずかでも自分の権利を強く主張します。親族間の話し合いによる自主的な解決は非常に難しく、遺産をめぐる紛争事件はますます

増加することが予想されています。これと比較して、相続放棄は戦後、減少傾向でしたが、バブルの崩壊前後から増加しています。平成2年まで続いた相続放棄の減少は、やはり「もらえるものはもらいたい」という権利意識の高まりだと言われました。しかし、その後の増加は、借金を残したまま相続が始まり、プラスの財産よりも借金の方が多いケースが増えたことが背景にあると考えられています。

バブル期に、土地持ち資産家が「相

続税対策」として、借金をしてアパート・マンションを競って建てたが、バブル崩壊で地価は急落し、その後、景気低迷が長引き、借金が重く残ったまま相続を迎えてしまったというケースがあります。同様に、事業拡大などで多額の借入をした経営者や景気低迷を借入でしのいできた中小・零細企業の経営者が力尽きたケース、リストラ・失業・病気による経済苦で働き盛りの多重債務者が亡くなったケースなどもあると考えられます。

相続放棄、遺産分割、遺言書の検認の新受件数の推移

